

情報通信審議会 郵政政策部会 郵便局活性化委員会（第15回）議事録

1 日時 平成31年1月23日（水）15時57分～17時55分

2 場所 総務省10階 総務省第1会議室

3 出席者

(1) 構成員（敬称略）

米山 高生（主査）、東條 吉純（主査代理）、泉本 小夜子、根本 直子、
横田 純子、大平 展子、桑津 浩太郎、関口 博正、横江 公美

(2) 日本郵便株式会社

諫山 親（執行役員副社長）、小池 信也（執行役員）

(3) 全国地域婦人団体連絡協議会

岩田 繁子（会長）、長田 三紀（事務局長）

(4) 一般社団法人 日本新聞協会

川田 幸雄（販売委員長）、畑谷 広治（販売副委員長）

(5) 総務省

鈴木 茂樹（総務審議官）

(6) 事務局

（情報流通行政局）

巻口 英司（郵政行政部長）、野水 学（企画課長）、藤田 清太郎（郵便課長）、
佐藤 健治（貯金保険課長）、増山 寛（信書便事業課長）

4 議題

(1) ヒアリング

- ・全国地域婦人団体連絡協議会
- ・一般社団法人 日本新聞協会

(2) 論点に対する説明

(3) その他

開 会

○米山主査 皆様おそろいのようなので、時間が少々まだ早いですが、始めさせていただきます。委員会主査の米山でございます。ただいまから第15回郵便局活性化委員会を開催いたします。

まず初めに、1月11日に当委員会のメンバーが変更になりました。委員としましては、新たに根本委員が任命され、横田専門委員が委員に任命されましたのでお知らせいたします。

本日はカメラ撮りの申し出がございましたので、会議冒頭の部分を撮影しております。ご出席の皆様におかれましては、あらかじめご了承ください。

それでは、撮影をされている方々は、撮影を終了してください。カメラ撮りのみで、傍聴を希望されていない方はご退室お願いいたします。なおこれ以降、傍聴席を含め、撮影はご容赦願います。

議 題

(1) ヒアリング

- ・全国地域婦人団体連絡協議会
- ・一般社団法人 日本新聞協会

○米山主査 それでは、お手元の議事次第にしたがいまして、議事を進めてまいります。

本日は、議題(1)のヒアリングとして全国地域婦人団体連絡協議会と一般社団法人日本新聞協会の2団体にお越しいただきました。これまでの議論の中で、日本郵便株式会社から制度的な対応の要望も提示されたところであります。この点について、主に利用者視点から、現在の利用状況や、もし制度改正の措置がなされた場合の影響等につきましてお話を伺いたいと思います。

まず全国地域婦人団体連絡協議会の会長の岩田様、よろしく願いいたします。

○岩田会長 ご紹介いただきました全地婦連の岩田でございます。本日は、このような機会をいただき、まことにありがとうございます。全国の会員を代表して、ご意見を少し申し上げたいと思います。

私たち全国地域婦人団体連絡協議会は、略称全地婦連と申しております、1952

年に全国の地域婦人会の連絡組織として設立されました。47都道府県と政令指定都市の川崎市を含め、48団体が加盟をいたしております。

スライド3でございます。今回、この意見発表に伴いまして、紙面によるアンケート調査をいたしました。配布枚数は4,800枚（各加盟団体100枚）、12月1日から25日まで調査をいたしました。3,860枚の回収で、80.4%でございます。回答の年代は、私たちの会も高齢化が進んでおりまして60代、70代が中心の回答者になっております。比較的手紙の文化が残っている世代ではないかと思っております。

次のスライドでございます。普通郵便の送付数について、半数が4通以下との答えが出ております。この1年間に発送した普通扱い郵便物数は10通未満の人が74%である。これらの回答者は、ほとんど郵便の利用がないのではないかと。土曜日の配達がなくとも差し支えないというふうに思われます。むしろこの1年間に発送した普通扱い郵便物が11通以上の方が26%おり、これまでのサービスに感謝しながらも、土曜日が無配達となったときには不便なので、週5日の配達への変更はすべきではないという回答しているのではないかと思っております。

次に5枚目のスライドでございます。このアンケートに参加した人の年齢が非常に高いということで、速達は利用していないのではないかと。57%が速達を出していないと回答しております。

6スライド目でございます。1年間で受け取った郵便物数が10通以下の方が54%と半数を超えました。郵便を利用した手紙のやりとりは、随分と少なくなっていることがわかりました。

次のスライドでございます。私たちの会員の約1割が、週5日配達に反対しています。「そうすべき」と積極的に賛成なのは24.8%、「やむを得ない」が61.3%、86.1%の会員が配達を週5日にすることに賛成しました。今後、このサービス内容の変更をどう伝えていくかが大きな課題だと思います。

8スライド目です。配達を休止する曜日は土曜日でよいのかという問いに対して、75%が「はい」と答えていますが、ほかの曜日がよいというのは23%でした。この後の自由記述欄のところでもご紹介いたしますが、土曜日にゆっくり手紙を読みたいという思いや、土日と連続して配達がなくなることへの問題意識が示されたと思っております。

9スライド目です。翌日配達から翌々日配達への変更については、反対の割合が増え

ています。55%が「変更すべきではない」と答えております。もともと翌日配達されていない地域の会員を中心に、反対の意見が寄せられたものと思います。

次のスライドです。翌々日配達には厳しい意見が出たものの、土曜日休止と、それを組み合わせた場合を一覧で照会しました。木曜日、金曜日、土曜日のいずれに投函しても月曜日配達になることを示したわけですが、「そうすべき」と「やむを得ない」で83%を超えました。これも郵便配達の皆さんへの感謝の気持ちと、働く人を家族のように思い、無理は言えないなという気持ちのあらわれではないかと思っております。

次に、料金値上げでの対応、あるいは速達料金値下げでの対応についてでございます。料金値上げは賛成が48%、速達料金の値下げは賛成が33%でございました。この問いに対して、サービス水準の引き下げはやむを得ないが、料金値上げに反対という意見を書き込んだ会員も少なからずおりました。

12スライド目です。郵便のサービスへの要望でございます。郵便物の配達に対しては、4つの項目を提示して意見を聞きました。どの項目も15%以下の支持でございました。調査の結果から、週の5日配達の見直しについては、「やむを得ない」、あるいは「そうすべき」との回答が85%を超えています。しかし、これはいつも配達ご苦労さまという思いと、もう郵便には頼っていませんという会員の気持ちのそれぞれが反映したものとも言えます。いずれにしても、今回の日本郵便株式会社からの配達頻度見直し及び送達日数の見直しについては、受け入れるというのが会員の思いでございます。

次のスライドでございます。しかし、今回の調査で、郵便サービスに関して自由に意見を記述してもらったところ、多くの意見が寄せられました。日ごろから大切に思っている郵便制度ですが、日常の利用についてはさまざまな思いを抱いている利用者に対し、今後サービスの内容の変更をどう伝えていくかは大きな課題であると思っております。国民の理解を得ながら、国民の思いに応えるように、日本郵便株式会社としての働き方改革に取り組んでいただきたいと強く思っております。

感謝の言葉といたしまして、スマートフォンの時代でございますが、手紙には重みがあるなという意見がありました。また、郵便配達が迅速で正確なことに驚くとともに、配達員の皆様の、雨の日も雪の日も届けてくださることをありがたく思っています。働き方改革が言われている中、配達日が週5日になることも致し方ないことと思います。このような意見がございました。

次のスライドでございます。自由に書いていただいた中からは、労働意欲のある高齢者の積極採用をしてはどうか。また、民間事業者が信書便事業に参入しやすいように、過疎地域にも配慮した政策をお願いすればどうかという意見がございました。そのほか、近所の郵便がちよくちよく誤配される。我が家のものもそうだと思うと、とても不安になるという意見がありましたし、速達便で出した手紙が6日後に届いたという例が書いてございました。受験に必要な書類が間に合わなかったという意見もございました。

次のスライドでございます。配達時間帯のことでございます。配達時間が変更になるときは、事前に知らせてほしい。また、配達時間が担当者によって変更になるのは困る。地域により、配達時間があると思うが、町内で道を隔てて、片方は午前中、反対側は夕方6時過ぎというのは、不平等ではないかという意見もございました。住む場所よっての違いがあり、これは検討を要するかなと思っております。

次に、再配達の記載でございます。不在配達票をもらって電話でガイダンスに沿って手続をするのは、高齢者社会の中で大変難しい作業であるという意見がございました。また、年を重ねている方たちには、ほかの方法で何か手当ができないだろうかという切実な声が添えられております。

次のスライドでは、窓口や配達の際の対応についてでございます。郵便局の窓口が混んでいても、私は窓口担当ではないと言わんばかりにほかの局員は知らん顔をしている。高齢者の方だと思いますが、自宅にいたのに不在票が入っていることが多々ある、出るまでもう少し時間が欲しい、すぐに出ていけない。郵便局のバイクの運転が乱暴過ぎる。さまざまな場面で対応の悪さが気になる。このような意見がございました。

ポストについてでございます。近くにポストがなくなり、とても不便だ。コンビニでも差し出せるようになるといい。ポストの配置が少ないので、配達員の方に預ける方法を検討してほしい。郵便の投函が厄介。車を停めておく場所がないので、郵便を使おうと思わなくなる。このような意見が書いてございました。

土曜日の配達の休止につきましては、これまで土曜日配達分が全て月曜日に回ること、むしろ配達員の負担は大きくなるのか。木曜差し出しが月曜配達、少し遅過ぎるのではないかと。土曜日以外の休止にしてほしい。離島への配達はどうなるのだろうか。このような意見がございました。

その他としましては、郵便配達の皆さんには、高齢者の見守りサービスの役割を担っていただいているが、その役割についての心配の声が寄せられておりました。何のため

の民営化だったのか。サービスの低下は結果的に郵便離れを引き起こすのではないか。そのような意見もございました。

最後でございます。日本郵便は、地域との連携や地域貢献の取り組みをずっと進めてきていただいております。本当に地域の見守りのほか、道路の損傷、不法投棄の報告、防災の協定、地方の公共団体との連携、各種団体との連携、見守りサービス等、本当に地域のニーズに対応した力添えをいただいていると、私は住民の一人として感じております。今はいろいろな企業が参画されて、住民としては大変心強く感じておりますが、これからも地域のお客様の利便性とサービスの向上に取り組んでいただければと思っております。ありがとうございました。

○米山主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。泉本委員、お願いします。

○泉本委員 先ほど、休みが増えたとしても、もう郵便には頼っていませんというスライドがありました。13枚目です。いつも配達ご苦労様という思いと、もう郵便には頼っていませんとありますが、ご回答いただいた方が結構高齢なのに郵便に頼っていませんというところは、少し私には意外でした。若い方がこれを言うのならわかるのですけれど。

○長田事務局長 事務局の長田でございます。私のほうから回答させていただきます。

実は私どもも、アンケートをとるまではそのような思いでございました。もう少し反対の声が多く寄せられるのではないかと感じておりましたが、今回、最初のほうにご紹介させていただいた、送付した数、それから受け取った数の少なさは、会員が手書きのお手紙と思ったというところが1つ大きかったとは思うのですけれども、それにしてもその数の少なさに、正直驚いております。最近、例えば何かもらったときのお礼や何かを伝えたいときも、電話もしくはメールをする人もかなり増えておりますし、実はそのようなものを使っているという回答もたくさんございまして、郵便が1日配達が遅れたり、土曜日に来なくてもそれほど困らないという回答があったことは事実でございます。

○米山主査 よろしいでしょうか。ほかに。根本委員。

○根本委員 どうもご説明をありがとうございます。7ページの表ですが、週5日配達への変更をどう思うかというところで、すべきではないという方が10%というのは、思ったより少ないようにも思いました。先ほど若干高齢の方が多い母集団かと思ったの

ですけど、これは年代層で違いがあるのか、そのあたりを教えていただければと思います。

○長田事務局長　すみません、今日は詳細な数字を持ってくるのを忘れたのですが、これは全然年代に関係なく、若い方の中ですべきでないという方もいらっしゃるし、高齢の方で、週5日制でいいというふうにきっぱり答えていらっしゃる方も結構いらっしゃいます。うちの家族もみんな週5日制ですといったことが書いてあったりして、そのような発想の中から、やむを得ないという回答が多かったということだと思います。

○東條主査代理　どうもありがとうございました。スライドの18ページ目です。最後のポツで、市内のほうが市外より1日遅い配達という件、検討してほしいとあります。これはどういうご趣旨か教えていただきたいです。

○長田事務局長　具体的に申し上げますと、新潟県の中央局に近い地域は配達が非常に早いのですが、それは新潟市中央区の人からすると、中央区のほうが1日遅いという話で、わりと有名な話のようです。私どもの副会長に、新潟の会長がおりまして確認したところ、そうなんだという話がありました。

○東條主査代理　ありがとうございました。

○米山主査　ほかにございませんでしょうか。

それでは1点、4枚目のスライドで、1年間に発送した普通扱いの郵便数が意外に少ないのですが、逆に30通以上の方を足すと10%ぐらいいますけれども、これを仮にパワーユーザーともし言えば、100通、50通出される方はどのような傾向にあるかというのはおわかりでしょうか。わかる限りで教えていただければと思います。

○長田事務局長　傾向といっても、それほど詳細に聞いているわけではないのですが、自由記述の欄と比べますと、婦人会役員、担当になったから郵便の数が増えましたと何人も書いておりまして、私どもメールなどは使わず、わりとまだ郵便を出している婦人会が多いものですから、非常にハードなヘビーユーザーは、どうも婦人会の役員の方でございます。

○米山主査　わかりました。ありがとうございます。

○東條主査代理　この調査は、年賀状は含まれていないでしょうか。

○長田事務局長　年賀状は含みませんということで調査をしております。今回自由意見の欄にご紹介してないと思うのですが、年賀状をやめたらと書いてあった人が1人だけいました。

○米山主査　ほかにございませんでしょうか。

それでは、他に特段のご質問等がなければ質疑を終えたいと思います。なお、全国各地婦人団体連絡協議会の皆様は、ご都合により、ここで退席になられます。本日は、貴重なお話を聞かせていただき、またアンケートしていただき、大変ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、一般社団法人日本新聞協会販売委員長の川田様、ご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○川田販売委員長　本日は、日本新聞協会を代表して、土曜配達休止に関して意見を述べさせていただきます。今年度、販売委員会委員長を務めております、読売新聞東京本社の川田と申します。よろしくお願いいたします。

○畑谷販売副委員長　同じく副委員長を務めさせていただいております、長野県の信濃毎日新聞の畑谷と申します。よろしくお願いいたします。

○川田販売委員長　新聞協会の組織の概要は、配付リーフレットをご覧いただきたいと思っております。

まず初めに、郵送の新聞の現状について報告した後、新聞界の意見を述べさせていただきます。

○畑谷販売副委員長　それでは、新聞業界の現状について説明します。配付資料、「新聞販売所の郵便扱い　新聞送達の現状について」をご覧になっていただきたいと思っております。

2ページ目になります。現在、2018年10月現在の業界の数字になります。新聞協会加盟117紙の総発行部数は3,990万1,576部であります。対前年比で見ますと、約200万部、5.3%の減少でありました。新聞の部数は1997年の5,376万5,074部をピークに減少傾向が続いておりまして、今、新聞業界を取り巻く環境は年々厳しさを増しているというのが現状であります。

その新聞を配っております全国の新聞販売所の数ですけれども、1万5,802店。これ、調査対象は80社になります。それと、そこで働いております従業員数は28万6,384人となっております。店の数、それから従業員数ともに、先ほど述べました新聞の発行部数と同様、減少傾向が続いております。また、近年は物流業界と同じ悩みを抱えておりまして、新聞配達スタッフを確保するというのが大変大きな課題になっているところです。

3 ページ目に移ります。新聞の主な流通の仕組みについてご説明いたします。新聞社が発行、印刷をいたしました新聞は、その95%が新聞販売所に届けられまして、新聞販売所の配達員の手によって読者のお宅まで届けられております。一部はコンビニエンスストア、あるいは駅売りという形で、私どもでは即売紙と呼んでおりますけれども、そうして流通をしている新聞もあります。

このページの赤い矢印で示しているのが、郵送によって配達をされております新聞です。郵便扱いの新聞は、販売所から郵便局を通じて配達されるもの、それと新聞発行本社が直接郵便を出しているものと2系統がございます。これらを合わせますと、1日当たり3万部以上の新聞が郵便を通じて読者のお宅に届けられているわけでありまして、この3万部という数字ですけれども、加盟各新聞社から報告を受けた部数から算出した数字であります。そういう意味では、あくまで推計値ということになりますけれども、私どもは少なくとも3万部は日々郵送されているというふうに分析をしております。

続いて4ページ目を見ていただきたいと思っております。郵便で受け取っております読者の多くなんですけれども、国内の山間地域、あるいは離島などに住んでいる方々です。こうしたエリアは、新聞販売所による配達効率が大変に悪いところでありまして、例えば、地域によっては最寄りの販売所から読者のお宅まで、距離にして50キロ以上離れているというような場所もございまして、販売所が毎朝そこのお宅に配達するというのは非常に困難な状況もございまして、郵送によって補完をいただいているという状況であります。

先ほども触れましたけれども、日本の新聞の戸別配達率ですけれども、95%という数字を維持しておりまして、この数字は世界でもまれに見る高い数字だと思っております。私どもは、そういう意味では販売店も含めて、非常に莫大な費用を費やして新聞を手軽に手に取ってもらえる環境を作り出し、それによって日本国民、国内隅々まで文化や知識水準を支えているんだという自負のもとで働いているというのが現状であります。

続いて5ページですけれども、販売所扱いの新聞が、郵便でどうやって届くのかという主な流れについてご説明をいたします。地域、販売店によっていろいろなパターンがございますので、今日ご紹介できるのはあくまで代表的な事例と受けとめていただきたいと思っております。

まず火曜日から土曜日、郵便局さんが配達をいただいている週ですけれども、その場合は、新聞販売所のスタッフが当日の朝刊を、早いケースで言えば午前2時ぐらい、

遅くとも午前9時ぐらいまでに1部ずつ帯封をつけて最寄りの郵便局に持ち込んだり、あるいは郵便局前のポストに投函しております。そこで持ち込まれた新聞は、多くの郵便局で、こちらも早ければ当日の午前中、遅くとも夕方5時ごろまでには他の郵便物と一緒に届けてもらっております。月曜日の場合は、新聞販売所の持ち込みは日曜日付、そして月曜日付の2日分の新聞を月曜日の朝に持ち込んで、郵便局さんにまとめて即日配達をさせていただいているということになります。こうしたケースは、国内の中山間地域、あるいは過疎地域で主に行われているケースだというふうに思ってください。

ちなみに先ほど自己紹介を簡単にさせていただきましたけれども、私が暮らしているのは長野県であります。信濃毎日新聞は長野県をエリアにしている地方紙でありまして、長野県内に販売店が約160店舗ございます。そこで6,430人の従業員の方が仕事に従事しています。その6,400人の、これは推測ではありますが、そのほとんど、多分5,000人以上の方たちは、朝刊の配達に関わっているというふうに私どもは見ております。見方を変えれば、新聞販売店の従業員の人材といいますか、その大半の人材を戸別配達網の維持に当てているというのが現実だと受けとめていただければ幸いです。それでも長野県内の全世帯をカバーすることができなくて、今は48店舗496部、およそ500部を郵便局さんに配達させていただいているというのが現実であります。

ご存じのように、長野県は山国であります。山腹の急斜面、あるいは山と山の谷間、そういうところで小さな集落がぽつんぽつんと点在している箇所がたくさんございます。そうした山間の小さな町村では、高齢のご夫婦が、新聞をそこで暮らしている人たちに届けたいんだ、届けるのが私の使命なんだということで、何とか営業を続けている。言い方を変えると、私どもが何とか営業を続けてくださいと、そういうふうをお願いをして続けてもらっているという、そういう販売店も、この160店舗の中には幾つもあるという状況であります。

また、新聞社で配達した新聞を全県に大型のトラックで配達するわけですが、そういう山間の販売店というのは、トラックが入っていきません。したがって、幹線道路の近くに集配所を設けて、新聞社の配送トラックはそこに新聞の束を置いていきます。そこに山の中腹にある販売店さんが真っ暗い中、新聞の束を取り出しにいきます。またそれを今度、ご自宅の作業場に持ち込んで、各区域ごとに仕分けをして配達員の人たちがそれを持って配達に出かけるという作業を未明に行っております。しかも山道ですの

で大変に狭い道。この時期は凍結している、あるいは大半の日が薄く雪が積もっている。かなり深く積もっている地域もある。そういう中をバイクを走らせているというのが現実です。

配達員の方たちは、ご高齢の方が多い。あるいは、配達の後、ご自宅に戻って家事をしたり、場合によったら里のほうへ働きに出なければいけないという配達員の方もおります。そうした環境ですので、夕方になって、後になって配達員に配達をしてもらうというような形の配達員の確保、あるいは配達時間を考えますと、なかなか販売店では賄いきれずに、山の奥にぽつんぽつんとある集落への配達は、今は郵送に頼らざるを得ないというのが現状であります。

今度、見方を変えまして、そこで暮らしている人たちなんですけれども、そうした場所で暮らしている方たちも、やはりご高齢の夫婦、あるいはひとり暮らしの方たちが大変に多い。何でそんなところに住むんだと、都市部の皆さんから見ればそういうふうにするかもしれないけれども、そういう方たちは先祖代々から続く土地、山を開墾して残った田畑を守り、あるいは風土を守っているということを大変に誇りにしてきております。そしてありがたいことに、何よりその日の朝刊が届くのを、本当に心待ちにしてくれているわけです。私の知っている限りでも、決まった時間になると、玄関の前で郵便屋さんが来るのを待っている、あるいは早朝届くお宅でも玄関の奥でほとんど新聞が届く音を待っているという方もいらっしゃる。そういう方たちとの言葉のないやりとりが、新聞配達を支えているというふうに考えていただきたいと思います。

多分そういうところで暮らしている人たちが、新聞をそれだけ心待ちにしている背景には、新聞を読むことで、自分たちが社会とつながっているんだということを確かめているんじゃないかなというふうには私は理解をしております。

ここに来る前も、改めて何人かの店主さんにもお話をお聞きしてまいりました。新聞をその日のうちに届けてもらえるので、郵送は本当にありがたいんだということを、郵送読者の皆さんは本当に心から俺たちに言ってくれているんだよということを、店主さんたちも何人もそういうふうにおっしゃっておいりました。それが今の過疎地、山間地の状況であります。

続いて6ページ目を見ていただきたいんですけれども、離島の場合になります。離島の場合は、定期船に乗せて郵送をしております。本土の港までは新聞販売所のスタッフが新聞を配送して、そして港で郵便局員が受け取ってくださって、離島に住む読者に当

日配達してもらっているということが多いようです。地理的な要因によって、どうしても翌日の配達にならざるを得ない地域もあるというふうに受けとめております。

最後、7ページ目になります。まとめの部分になりますけれども、これはこうした状況を受けてまとめた新聞界の意見を要約したものでありますので、ここから先は川田委員長から説明をさせていただきます。

○川田販売委員長　続いて、今報告をさせていただいた現状を踏まえ、意見を述べさせていただきます。

日本新聞協会は、日本郵便が要望している普通扱い郵便物の土曜日配達休止に反対をいたします。新聞、とりわけ毎日発行される日刊紙ですけれども、読者の手に届くのが遅れてしまうからです。新聞界は、憲法が保障する国民の知る権利に応え、誰もがいつでも手軽に読んでもらえるよう、読者の家まで新聞を毎日届ける戸別配達制度を長い歴史の中で築き上げ、現在も維持をしております。新聞各社は、この配達システムを全国津々浦々に整備するため、莫大な経費を投入し、可能な限りの努力を続け、戸別配達率、先ほども申し上げておりますけれども、95%という世界に類を見ない、高度に発達した流通網を構築しております。戸別配達制度によって、日本は新聞の高い普及度を保ち、これが日本の知識水準の高さの土台になっていると考えております。この戸別配達制度は、日本の誇るべき文化であり、民主主義を支える知的インフラであると自負をしております。

しかしながら、新聞社や新聞販売所の経営努力にも限界がございまして、中山間部や離島などの一部地域では、郵送により新聞を届けていただくという状況になっております。新聞の戸別配達システムは、郵便によって補完をさせていただいております。先ほどの報告にもありましたように、新聞協会加盟103の新聞社が発行する日刊新聞のうち、3万部以上を第三種郵便として日々郵送していただいております。年間では1,000万部以上となります。新聞販売所から郵便局を通じて読者宅まで届けていただいている新聞は、多くの場合、新聞配達スタッフが早朝に地域の郵便局まで持参し、他の郵便物とともに即日配達をさせていただいております。これは、地域の郵便局の方々が、新聞は発行日に届いてこそ価値があるという商品特性、社会にとって必要な情報を日々報道、論評している公共財という特性を理解していただいているからだと受けとめております。このような対応をいただいていることに感謝をしております。

郵送でないと配達できない地域は、即売紙を売っているコンビニエンスストアや駅売

店が近くに存在しない山間地や過疎地です。そうした地域に住む方々は、ネット情報の入手に慣れていない高齢者が多いと想像します。土曜日付新聞が2日遅れで届くことになれば、地域情報をはじめ政治、社会、経済など、公共的情報の入手が遅れ、読者に不便を強いることとなります。携帯電話やネットが普及している現在においても、郵便は国民の社会生活を支える重要なインフラだと思います。

日本郵便株式会社法は、郵便業務などによって、たしか第1条ですが、「地域住民の利便の増進に資する業務を営む」ことを目的に掲げておられます。また、日本郵便の業務運営に関する基本方針には、「地域と寄り添い、地域と共に生き、地域を支える会社であり続けることを社会的使命としています」と記されております。郵便配達というユニバーサルサービスがあるからこそ、新聞から情報を受け取り、生活している人々、新聞が毎日届くのを楽しみにしている人々が3万人以上いるという現実を踏まえていただきたいと思います。過疎地の高齢者を軽視するような方針に、私達は反対し、土曜日配達の継続を求めたいと思います。

他の民間企業であれば、効率性・経済性を優先し、不採算事業を切り捨てることはやむを得ないことかもしれません。しかし、日本郵便にしかできないサービスの維持は、日本社会にとって有益であることは疑う余地はございません。新聞の郵送は、日本の郵便事業の開始とほぼ同時、1871年に始まりました。前島密が社会の出来事を伝える新聞の発達、日本の近代社会に必要なことを痛感し、新聞の低料金送達の制度を創設しました。ネットがどれほど普及しようとも、日々新聞が届くのを楽しみにしている人々がいることを前提に、慎重にご検討くださるようお願いを申し上げます。以上です。

○米山主査　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの日本新聞協会から頂戴しました意見について、日本郵便としては、どうお考えでしょうか。

○小池執行役員　　貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。日本郵便といたしましては、この委員会におきましてご議論をいただいていた中で、会社としての要望をさせていただいた週6日の配達の緩和、それから送達日数の1日繰り下げ、それともう一つ、後ほどご説明をいたします、郵便区内特別郵便の範囲の見直しといった要望をさせていただいております。そこにつきましては、現在でもそういう要望をしているという意味では変わっておりません。もちろんこちらの委員会でご議論いただきまして、しかも法改正が伴うものでございますので、法律が改正されたということで条件が

整えば、郵便サービスの見直しをさせていただくといったことをございますので、こちらでのご議論をまずいただいた上でのご判断に、我々としては当然ながら従わざるを得ないと考えております。

もし制度改正が行われた後につきましては、基本的には制度改正を踏まえましたが郵便サービスのレベルといったものを適用させていただきたいと考えているところではございます。現在、ご発表いただきましたようなご意見、そういった事情、個別の郵便局におきまして、朝持ち込まれた新聞を当日に配達をしているといった事実は当然今のところでございます。そういったこともほかの郵便配達に支障がない中で当然やっているということでもございますので、どういった工夫ができるのかということにつきましては、総務省や関係各所とまたご相談をしながら、検討をしていきたいと考えております。

○米山主査　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明等につきまして、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。では、泉本委員。

○泉本委員　1点確認させていただきたいのですけれども、郵便で配られる方は、新聞料金プラス郵便料を払っているのでしょうか。それから、山間地、離島等、大分条件が違っており、同じ郵便局の中で郵便を配るにも、山間地の場合や、離島の場合は船に乗らなければいけなかったり、波風が立って船が出なかったりすると思いますが、このところをどのように料金設定や料金負担をされているのでしょうか。

○川田販売委員長　基本的には郵送料金は、読者と新聞社と販売店、場所によっていろいろ違うんですけれども、読者の方、販売店で負担をしているということになっています。離島につきましても、持っていき方がいろいろありますので、新聞社のほうで島までは届けるとか、いろいろな場合がありますので、一律ではございません。

○泉本委員　購読料だけではやっていないということですね。

○川田販売委員長　そうですね、郵送料をいただいているということです。そこに新聞社も販売店も負担をしているということです。

○泉本委員　はい。

○米山主査　ほかに。根本委員。

○根本委員　どうもご説明ありがとうございます。4ページ目に、郵送扱いの新聞3万部とあって、少し私が理解不足ですけど、全体の中でのどの程度の割合なのかというのを伺いたいです。また、方向というのか、トレンドというのか、それは増えるものなので

しょうか。あるいは、全体の購読数が減っているのだから減っているのでしょうか。一方、冒頭に5%毎年減っていらっしゃるという話で、販売店の効率性を考えると、販売店が郵送できないものも増えていくのかなとも思ったのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○川田販売委員長 郵送は今現在3万部というふうに申しあげましたけれども、細かい過去のデータはないんですけれども、2002年のころには郵送扱いの新聞は10万部以上あったというふうに聞いております。ですので、発行部数が縮小しておりますけれども、当然郵送の部数も減ってきているということです。今後はどうなるかといいますと、やはり減少傾向は変わっておりませんので、郵送部数は減るかというふうには思いますけれども、先ほど畑谷副委員長からも報告させていただきましたけれども、特に山間地では、こちらのような首都圏とは違いまして、新聞購読率が非常に高いんですね。ほとんどの家がとっていただいているというふうに思っていたいただいてもいいぐらいの購読率です。ただ、そういったところも世帯数の減少ですとかそういったようなことで、今後は郵送でお願いするのはやはり減っていくというふうには思います。

○根本委員 すみません、その3万部というのは、全体、毎日販売店通じての部数というのはいかなる程度なのでしょうか。

○川田販売委員長 2万部弱ぐらいが販売店から届けております。あとの部分は、本社が直送で県外とかそういったところに郵送しているものもございます。ですから、2万部弱だと思います。

○根本委員 販売所から読者宅というのは。

○川田販売委員長 それは先ほど申しあげたように、3,990万部のうち95%は販売店が配っております。

○米山主査 ほかにいかがでしょうか。関口専門委員。

○関口専門委員 ご説明どうもありがとうございました。よくわかりました。先ほど第三種郵便料金については、ユーザーが全額負担ではないというお話がありました。読者、新聞社、販売店などで負担ということですが、これはどのぐらいまでというような目安ですとか、何か利用料金の実績の統計をお持ちなのでしょうか。

○川田販売委員長 統計的にはございません。それから、場所によっても負担の仕方が違う場合がございます。ただし、読者の方に郵送料金全部を負担していただくのはということで、販売店も負担をしているというのが多いということです。ですので、決まっ

た規定はございません。

- 関口専門委員　それは何か交渉力で決まる要素というのはあるのでしょうか。
- 川田販売委員長　交渉力と申しますか、郵送料が決まっていますので、その分担はやっぱり地域地域で、場所場所で歴史的な経緯があると思いますので、ここについて細かくは、私どもも調べてはおりませんし、把握もしておりません。
- 畑谷販売副委員長　済みません、そこの部分を少し補足させていただきます。社によって、いろいろ地方紙、全国紙ございまして、新聞社によっては郵送はこういうふうにしようとして社とお店でルールを決めて相応の分担をしているケースもありますし、私どもの新聞社でいきますと、新聞社とお店と読者とで分担したり、あるいは全額お店のほうがもっているケースもあります。お互いに同じ地域の中で暮らしているのです、そういう長い歴史の中で合意がされてきたという部分だと思います。一定程度社がお店に対してどういう負担をするかというのは、各社でいろいろなルールを一定程度決めておりますけれども、残りの部分を読者とどういうふうに配分しているかというのは、お店の個々の判断が強く働いているというふうに考えていただきたいと思います。
- 関口専門委員　ありがとうございます。第三種郵便ということですので、そもそもその料金は10円程度でしたよね。重量によって違うから、新聞が何グラムなのかよくわからないのですけども。
- 小池執行役員　41円というのが原則です。41円です。
- 関口専門委員　もう1点よろしいですか。5枚目の説明を拝見しますと、現状の配達状況でいうと、日曜の新聞については、今、月曜日に合わせて配達されているということですね。ここについては、現状に対する批判というのは多いのでしょうか。例えば、私は日曜日の新聞を楽しみにして拝見しているわけですが、それを実現できてない方たちが、離島、山間部ではいらっしゃるのですよね。その現状は受け入れていらっしゃるということですか。そもそも日曜も何とかしろという批判が多いということですか。
- 畑谷販売副委員長　この全体がどうかというのはアンケートをとってませんので正直なところわかりませんが、私の新聞社のそういった販売店さんから聞く話で言いますと、どうしても1日遅れは本当に困るんだという人は、わざわざお店のほうに取りに来るそうです。場合によったら頼まれてそこだけ届けに行くケースとか、そういうケースはあるんだと思います。それは個々のお店の、読者の方の判断だというふうには聞

いております。

○関口専門委員　状況としては、今お伺いしてよくわかりましたけれども、例えばこれが土曜日と日曜日両方なくなったときの利便性が減っていることの拡大というのかな、不利益を読者の方としては被るというのは事実ではあるけれども、それは郵便以外でできないかという、今のお話で申し上げますと、日曜日の新聞を何が何でも読みたいという方は、自分のエネルギーをかけて販売所に行って取りに行くということまでしてでも読みたいという方はいらっしゃる、それを実現されているということですよ。そうすると、土曜日配達も同じような状況で実現できないのだろうかというときに、郵便法の制約や義務があるからといっても、郵便法の中で、郵便業務の中での独立採算というのは求められているわけです。どこまでそのサービスを義務としてやらなければいけないかと考えたときに、そもそも第三種郵便が赤字サービスですよ。コストすら回収してないという実態があります。

それで効率化を図りながらサービスを維持していく中で、会社の希望として、土曜日配達をやめるというのが希望として出てきたときに、例えば現状のように、日曜日の新聞配達はない状況で、どうしてもという方は新聞を入手されるルートが確保されているという現状が、今の説明でもありながら、もう1日だめになったときには絶対だめという根拠は何でしょうか。

○畑谷販売副委員長　ちょっと今の、私のニュアンスがちゃんと伝わってないんじゃないか。どうしても欲しい人は、新聞を入手するルートができ上がっているわけではなくて、その方が取りに来るので、それはお渡しする。新聞は本当に欲しい方はコンビニに行って買えますし、どこでも買える仕組みというのは今でもあるんですけども、私どもはやっぱり戸別宅配網で情報を届けるんだと、こういうお互いの使命、それからその部分をユニバーサルの郵便局さんの使命というところで同じ方向を向きながら、過疎地域、地方の文化水準、生活水準をやっぱりできる限り都市部と同じような環境にしようというふうに努力をしている。

ぜひその努力を続けていってほしいというのが趣旨になりますので、ちょっと今の専門委員の方がおっしゃられた経済効率の中で郵便局が赤字なんだから残りを負担しろという論議は、それはそれで委員のご意見としてはあるんでしょうけれども、本日は私どもの現状と意見を聞いていただけるということで出席しているものですから、ちょっとそういう議論を投げかけられて、それに対してどう対応するんだというふうに問い詰め

られても困ります。そういう議論を深めていこうということになれば、またもう一度持ち帰って時間をかけて、いろいろ考えていかなきゃいけない部分ではないかなと思います。

今日はヒアリングということで、事情を説明してほしいという時間をつくっていただけるというふうにお聞きした次第なのですけれども、申しわけございません。

○関口専門委員　今ご説明いただいたことについては十分理解をしていますし、私自身、通信も郵便もユニバーサルにかかっているので、地方のサービスをどういう形で現状維持していくのかという意味では、決して切り捨てたいという気持ちが強いわけではないです。そういう中でどういう工夫ができるかということを考えていく中での発言です。非常に微妙なところではあるのですけれども。

一方で、さはさりながら、何らかの補填手段として期待できる原資があるわけではない中で、自助努力で郵便サービスを維持していかなければいけない日本郵便株式会社の現状ということについても認識をしなければならないと思っているということでもあります。以上です。

○米山主査　ほかに。横江専門委員。

○横江専門委員　どうもありがとうございます。銀行でも何でも電子決済のほうに、人が足りないということで進んでいるかと思えます。新聞も、やはり電子化が非常に進んでいると思えます。アメリカですと、かなり紙の新聞をやめて電子化新聞だけになっているところも増えています。もちろん今、山間部にいらっしゃる方、高齢者の方全体は、紙の新聞を読みたいというところ。チラシも重要だと思うのですけど。ただ、全体的に新聞業界として、どのぐらい今現在既に電子化のほうに進んでいるのか。それから、今後の見通しとして、電子化がどのぐらい進んでいくのか。それに伴って、やはり宅配というのがかなり減っていくのではないだろうかというような見通しの議論というものがあったら教えてください。

○米山主査　いかがでしょうか。

○川田販売委員長　電子化についてのご質問ですけれども、これは各社、各新聞社がそれぞれ考えることでして、それぞれ新聞社で電子についての考え方が違うんですね。料金についても違いますし、紙の新聞をとって、そこになおかつ電子新聞を読めばプラス幾らとかいうところもありますし、全くとらないところもあります。どういう売り方をしていくかについては各新聞社が考えておりますので、細かくはお答えしか

ねるかなと思います。

- 横江専門委員　話し合いは全くなさっていないということですか。
- 川田販売委員長　電子化については話はありません。それぞれの新聞社が読者に対してどう、紙の新聞を残していきながら、さらに電子で便利にまた使っていただくかというのを考えているとは思いますが、各社の話し合いはございません。
- 横田委員　説明ありがとうございます。私が住んでいる会津若松も、会津若松から奥の、奥会津というところに毎日150キロもかけて過疎のところに配達をしているので、田舎の人たちが新聞を毎日待っているという楽しみはすごく理解しております。その上で、関口先生と同じ質問になってしまうのですが、先ほど配達の負担の話聞いたのですけれども、今、第一優先で当日に新聞を配達してほしいというのが一番ご希望だと思うのですが、第三種郵便の費用が若干なりとも高くなっても、それでも配達を当日してほしいのかというところだけ教えていただけますか。
- 川田販売委員長　配達してもらいたいというふうにお客様は思っていると思います。ただ、その中で、当然先ほど申し上げたように、地域地域で対応していますけれども、販売店のほうの負担も大きくなる。読者負担をどのようにするかというのは、また地域地域で考えるかとは思いますが、やはりお届けしていただきたい方にはお届けをしたいというのが私どもの気持ちでございます。
- 横田委員　ありがとうございます。
- 米山主査　東條主査代理。
- 東條主査代理　どうもありがとうございました。先ほどの横田委員のお話とも少し関連するのですが、要するにネットワーク維持コストが高まっているという状況の中で、読者、販売店、新聞社、そして日本郵便というステークホルダー4者が、みんなでコストを分け合うというような発想で考える場合。今、速達料金引き下げの話も同時にこの委員会の中でしているのですけれども、例えば第三種郵便向け速達料金のようなものを仮に設定すると考えた場合に、例えば50円上がると全体で5億ぐらい、1,000万部掛ける350円ですかね、これをみんなで分け合うとなると、読者も少し負担を引き受け、もちろん、販売店、新聞社、そして日本郵便がそれぞれ応分の負担を引き受けると、このような発想はあり得るのでしょうか。
- 川田販売委員長　今いきなり言われても、お答えできません。やはり読者が欲しいと言ってくださっている中で、どのぐらい我慢していただけるか。販売店側も、実は非常

に今、物流のことでいろいろ言われていますけれども、私どもも販売店の労務難で非常に厳しいものがあるんですね。おそらく同じような悩みを、日本郵便も抱えていると思うんですね。そういう中で、お客様がいらっしゃる限りはどのようにお届けするか、満足していただけるか。やっぱりここを一番に考えていただきたいと思っておりますけれども。

○東條主査代理 ありがとうございます。それともう一点。戸別配達網を維持されているのは、大変なご努力だと拝察いたします。3ページの図を見ながら考えるに、仮に更なる規制緩和が実現して、日本郵便が、より自由な形で、郵便物を新聞販売所から読者宅というルートを通じて配達委託できるということになった場合には、これは1つのビジネスになると思っておりますけれども、ここはどのようにお考えですか。

○川田販売委員長 これは私的な部分なんですけれども、実は昨年、そういった話を社内ではしたことがあります。お互いやはり協業できるところは協業できるんじゃないかと、これは感じております。ただ、これは各社それぞれ考えることですので。ただ、できないことはないんじゃないかなという議論はしたことがあります。

○東條主査代理 ありがとうございます。

○米山主査 ほかにいかがでしょうか。桑津専門委員。

○桑津専門委員 ご説明の件、どうもありがとうございました。まさに最後のお話は非常に希望のあるお話なのかなと思っております。特に戸別配達網の構築もそうなのですが、おっしゃられた配達のご苦労というのは大変なものがあると思います。一方、これは実際に山間部、僻地等、過疎地で夜中寒いときに運んでいらっしゃるの、ある意味日本郵政さんの方も同じ条件でありますので、そこに関して協力できるような道筋というの考えるのは、アプローチとしてなくはないかなと思います。ただ、そこまで決まるまで何もできないという言い方をすると、義務はあるのでしょうけれども、労働条件的なところも含めまして、かなり限界まできているし、規制がある分だけ、より厳しい状況が先に来ているのかなという気も、私はしております。

言葉を悪く言うと、どっちかには丸抱えでお願いしますというよりは、今おっしゃられたような方策の検討も、中長期的な課題としてはあるかなと思います。短期的には、今現状少し追い詰められている状況下を鑑みますと、郵政さんのおっしゃるところにも一理あるのではないかと少し思っております。ここはあくまでご意見をお伺いする場でございますので、結論めいたことを言うつもりはないのですが、そういう面でも、お客様でありますと同時に、共同で社会のインフラを支えていらっしゃるという観点で、

何かうまく落とせる方法はないのかなと思います。すみません、とりとめもなくなって申しわけございませんが、そういった観点も中長期的には必要かなと思いました。

○米山主査 ありがとうございます。コメントということでよろしいでしょうか。

○桑津専門委員 はい、コメントです。質問はありません。

○米山主査 はい。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○藤田郵便課長 すみません、事務局からです。今日はヒアリング、大変ありがとうございました。また、先生方も建設的なご意見をありがとうございました。これについて、また改めて審議会のほうで、この論点について、日本郵便にもよく検討していただきまして、我々も相談して取り上げていきたいと思っております。

○米山主査 ありがとうございます。

ほかにないでしょうか。

それでは、最後、桑津専門委員とほぼ同様なコメントで、表現だけが違うかもしれませんが、新聞の公共性や文化性が大変重要であることは、我々も深く認識しているものであります。また、普段新聞配達の皆様の業務の努力に深く敬意を表しているのですが、1点だけコメントをさせていただくと、委員長が、今回のこの件を弱者切り捨てとおっしゃっている点（12ページの川田販売委員長の「過疎地の高齢者を軽視するような方針に、私達は反対し、土曜日配達の継続を求めたいと思います。他の民間企業であれば、効率性・経済性を優先し、不採算事業を切り捨てることはやむを得ないことかもしれません。」という発言を受けたもの。）です。現象としてはここだけ切り取ると弱者切り捨てのように見えますが、今回の提案は、働き方改革とかコスト削減を通して、信書というユニバーサルサービスを維持するというのが目的になっていると我々は認識しています。したがって、委員長のおっしゃる、切り捨てられる弱者を、反面では切り捨てないために検討会があるわけです。その辺、ぜひご理解いただいた上で、今後、全体として良くなるようにご協力をいただけたらと思います。

ほかに何かございますでしょうか。ありがとうございます。それでは、これで質疑を終えたいと思います。

また、新聞協会の皆様におかれましても、ご都合により、ここで退席になられます。本日は、貴重なお話をお聞かせいただきましてありがとうございました。どうもありがとうございます。

(2) 論点に対する説明

○米山主査　　続きますして、議事(2)論点に対する説明に移りたいと思います。

今まで郵便区内特別郵便における特別料金の設定範囲の拡大について十分議論がなされていなかったことから、ここで改めてご説明いただきたいと思います。日本郵便株式会社執行役員の小池様よりご説明をお願いいたします。

○小池執行役員　　資料3につきますしてご説明申し上げます。

郵便区内特別郵便につきますしては、11月16日の要望の場でご説明をさせていただいたのでございますけれども、なかなか普段郵便物が届いている中で、どれが郵便区内特別なのか、それともそうでない郵便なのかというのは若干わかりにくいことがあろうかと思っておりますので、本日、改めましてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の2ページをご覧くださいければと思います。タイトルにございますように、全国均一料金制の例外ということで、その見直しをした場合にどうなるかという話でございます。

まず、何が原則で、何が例外かということでございます。一番上の囲みをご覧くださいなのですが、郵便の料金につきますしては、全国均一ということが原則になっております。その例外としては、唯一、1つの郵便局におきまして、郵便物の引き受けと配達を行う郵便物につきますしては、料金が距離によって変わってもいいと。したがって、全国均一料金の例外が認められているということでございます。この規定を受けまして、現在、郵便局の配達する区域がそれぞれ決まっているわけですが、その配達する区域内のみで引き受けと配達が完結する郵便物、したがって、同じ地域の中で郵便物が出されて配達をされるという郵便物につきますして、低廉に、これは割引というよりは特別料金という言い方になるのですが、特別料金で郵便区内特別郵便物というものを設定しているわけでございます。

低廉な郵便物ということになりますので、これにつきますして若干条件がついているということでございまして、配達をする郵便局に原則お持ちいただくということでございます。1に表がございまして、どのような条件や現状かというところを書いてございます。大まかには2017年度で約13億通引き受けをしております。料金につきますしては、ここにございますように、定形25グラムの場合は72円ということがあります。普通に出していただくと82円ということですので、10円下がって特別料金になって

いるということでございます。定形外250グラムですと207円ですとか、これも4つほどバリエーションがございまして、差出し通数等、幾つか細かい条件によってさらに低廉な料金の適用がございまして。

主なご利用条件としては、ここに3つほど書いてございますけれども、1番目としては、今申し上げておりますように、配達局の配達区域の中で郵便物が行ったり来たりして引受けと配達が終わるということでございます。2番目として、同一の差出人様から同時に100通以上お出しいただくということでございます。3番目として、大きさとしては34センチ×25センチ以内で、重量としては250グラム以内ということでございます。大体このような封筒が普段使われていると思いますけれども、このぐらいの大きさの封筒も範囲内ということでございます。主なご利用内容という意味では、地方自治体、金融機関、通信会社といったご利用が多いと思っております。

下に絵を描いてございます。差出方法と書いてございますけれども、下の絵に差出人というふうにビルが描いてございます。例えば、同じ市区町村内であっても、配達する郵便局が2つ以上ある場合には、それぞれの郵便局に持ち込んでいただく形になります。それから、全国宛てに差し出されるものについては、全国にある各地の配達局に持ち込みをしていただくということになります。左の下に※が書いてございますけれども、郵便区内特別郵便物の約4割、5億通程度につきましては、同じ差出人様が年間100カ所以上に分けて配達局に出しております。要は、例えば東京で大きな郵便局に一括して出すのではなくて、これは郵便区内特別郵便物ということで、配達局ごとに分けて、100カ所以上に分けて持ち込んで配達にかけているといった状況でございます。

下に絵がございまして、3パターン絵を描いてございます。一番上のパターンは、差出人様が配達局に持ち込んで、その配達局に郵便を区分する、仕分けする機械の絵が描いてございます。このケースは、配達する郵便局が自分で郵便物を配達する順番に並べかえているという局のパターンでございます。残りの2つにつきましては、配達局に、郵便区内特別郵便物として持ち込まれるのでございますが、実は配達局で配達する郵便物というのは、その1つ右隣の、地域区分局という、その地域のハブ局におきまして、幾つかほかの局の配達局の分も合わせて配達する順番に並びかえているのでございます。そういった場合は、ここに機械がないものでございますから、地域区分局に、一度配達局に持ち込まれた郵便物を一旦トラックに乗せて、もう一度運び直して、地域区分局で区分を、配達する順番に並べかえて、さらに配達区分へ持ってきて戻している

という状況がございます。

これが、問題点というふうに右の真ん中より少し下を書いてあるところでございますが、現在、一般の配達局で行われている郵便物の区分作業につきまして、ハブ局、地域区分局といったところへ集約する作業を進めておりますので、今申し上げたような配達局で区分をしない場合につきましては、こういった運送便の行ったり来たりといったことが発生をしていくということでございます。右下に※が書いてございますけれども、郵便区内特別郵便物の約5割、7億通は、配達局ではない地域区分局で区分が行われているというのが現状でございます。

2ページでございますけれども、このような現状を受けまして、仮に見直しをお認めいただけるのであれば、見直し後はこのようなこととなりますというご説明をさせていただきたいと思っております。

1番目の・でございます。見直しをしていただくということがもし実現をいたしました場合には、これまで複数の配達局に持ち込んでいた差出人様は、配達局ではなくて地域区分局に出すといったことが可能になると考えております。この絵で申しますと、差出人様から右の上に配達局という、ここは区分機があるのでいいのですけれども、そのような場合でなくても、地域区分局に持ち込みをしていただくということが可能になるということでございますので、中ほどに配達局が2つほど描いてございますが、このようなところに持ち込んでいただかなくても、2局いかなくても地域区分局に1回差し出しに行けば済むといったことが可能になるということでございます。

2番目の・でございます。日本郵便といたしましても、このように郵便の区分の作業をしている局に一度でお出しいただければ、先ほど申し上げましたように、配達する郵便局に1回持ってきていただいたものを地域区分局に持ってきて、さらにまた配達局に戻すといったことは不要になりますので、業務の効率化にも資することとなると考えてございます。

最後に、料金につきましては、これはまだ確定しているわけではございませんけれども、郵便物の区分作業を地域区分局に集約しているかしていないかといったところは弊社の都合でございますし、もし、統合している、統合していないといったようなことで、地域に料金差を設けてしまうと非常にわかりにくくなってしまうということもありますので、そのようなことも考えまして、料金については検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

3 ページ目につきましては、11月16日にお出しをした資料と同じでございますので、説明は省略させていただきます。以上でございます。

○米山主査 ありがとうございます。ただいまの説明部分につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。泉本委員。

○泉本委員 現在、地域区分局というハブ局を64ぐらい集約しているということでしたよね。

○小池執行役員 はい。62局ございます。

○泉本委員 配達局で区分機があるのは、どのぐらいあるのでしょうか。

○小池執行役員 配達局は、大体大きなところで1,000局程ございますけれども、そのうちの650局程につきましては集約をしているということでございます。したがって、残り350局程は自分の局でまだ区分機が残っているということです。

○泉本委員 それがだんだん少なくなっていくわけですね。

○小池執行役員 はい、それをやっ払いこうと考えております。

○泉本委員 今、郵便を差し出す人や会社は、これは地域区分局に持っていかなければいけない、これは配達局で受け取ってくれるというのが、郵便番号か何かでわかるのでしょうか。同一地域内に100通以上と先ほど条件がありました。

○小池執行役員 基本的には、郵便番号の3桁か5桁で、配達する郵便局というのは特定をされますので、それごとに分けて、お出しいただくということで、現在、郵便区内特別郵便物は出させていただいております。

○泉本委員 それが地域区分局に持っていかなければいけないかどうかという話です。どのようにしたらわかるのでしょうか。地域区分局だと62局ですから、かなり遠くの場合もあると思います。東京は良いかもしれませんが、地方、例えば会津になったらすごく大変だと思います。

○小池執行役員 2番目のご質問からお答えしますと、配達する郵便局に出していただいても結構ですし、地域区分局にお持ちいただいても結構ですということに拡大をしたいということでございますので、例えば会津若松郵便局に出していただいてももちろん結構ですし、郡山東という郵便局が地域区分局ですけども、郡山東に持ってきていただいても結構ですということです。例えば、区内特別郵便物ということで、全国でいろいろなところに出したいという場合、値段が10円安いものですから、ある程度まとまった郵便物をそれぞれの地域に持って行って出したいというニーズもございまして、先

ほど申し上げているように大体4割ぐらい、100カ所以上に分かれて出しているという方は、1,000カ所に出さなくても、62カ所に分けていただいて出していただければ済むようになるだろうという、そのような点で利便の拡大をしたいということでございます。

ですので、もちろん地元の方が、例えば会津若松市の中であれば会津若松の局に持ってきていただければ結構ですし、東京ですとか、ほかの地域から郵便区内特別を出したいという方は、会津若松まで行かなくても郡山東というところに持ってきていただいてもお認めいただきたいということをお願いしているということでございます。

○泉本委員　そうすると最初の図のように、一旦近くの配達局に持って行って、そこから地域区分局に移動していくという流れも残るといえることですか。

○小池執行役員　さようでございます。

○泉本委員　日本郵便としては手間が違うので、そこは料金を変えようというお考えですよね。当然そうですね。

○小池執行役員　先ほど申し上げたような事情もあって、もちろんコストという意味では変わらぬと思うのですが、地域によりまして、例えば今例に挙げましたが、福島県であればある程度集約を、郡山東局にできておるのですが、そうでない地域ですとか、例えば東京でも、あまりに全部集約すると、超巨大局をつくらなければいけなくて、物理的に厳しいというようなこともあり、あるいは、現状ハブ局に郵便を区分する機械をまだ集約できていないケースもあります。それは日本郵便側の都合でございますので、例えば福島県では会津若松局にも持ってきていただいてもいいし、郡山東でもいいです。ほかの地域が、地元の郵便局はいいけど、地域区分局に出してもらっては料金を変えませんかといっても非常にわかりにくいですし、お客様のご都合でない、我々の弊社の都合で、そのような差をつけるのもどうかと思いますので、2ページ目でご説明をさせていただいたように、そのような煩雑さというのは避けないといけないというふうに考えてはいるところでございます。

○泉本委員　わかりました。料金が上がる部分と下げる部分と、鋭意、検討しているということですね。ただ、なるべく地域区分局に持ってきていただいたほうが、片道通行になって良いということなので、地域区分局がどこにあるのかということをしっかりPRして行ってほしいと思います。そうでないと、どこに出して良いか分からず、今までどおりに近くの郵便局に出していたら何も変わらなくなってしまうので、よろしくお願

いします。

○小池執行役員　ありがとうございます。

○米山主査　ほかに何かご質問はありませんでしょうか。

○東條主査代理　一言だけコメントです。この間、日本郵便が効率化の努力の一環として、集約化を進めていらっしゃったというふうにこれまでも説明を受けてまいりました。このような状況になっている以上は、当然それに合わせて規制緩和するのは当然かなという印象をもつのですけれども、むしろ事務局にお伺いしたいのは、これを規制緩和しない特段の理由というのは何かあるのでしょうか。

○藤田郵便課長　郵便法に照らして、利用の公平性等の観点から、特に不当に差別的取り扱いをするといったこともないのであれば、今の説明であれば、何ら思い当たる問題点はないかと思えます。むしろ利便性の向上という観点もありますから、ご理解いただければ対応できるのかと思っております。

○米山主査　ありがとうございます。どうぞ。

○鈴木総務審議官　全国均一料金制についてですが、北海道の郵便局に持っていく場合。北海道のどこに出すかによって、札幌の局に集められて、それが次に九州に行きますというときに、東京を経由する場合と、札幌から直接熊本に行く場合と、場所によって2つ3つ4つと郵便局を経由する郵便もあります。今日の話の場合は、配達局と地域区分局ですが、地域区分局に持っていけば片道だけで済むということで、多分手間暇によってコストが違ってきます。しかし、もともとコストの違いを料金に反映できる手段がなかったというのもあるのですけれども、郵便の基本は、全国均一料金制によって、どこに出すとしても幾らかというのを考えないでポストに入れれば、均一料金で届きますというのが近代郵便のもともとの発想です。

なので、市内郵便で集めて継ぎ越しをしないで、その範囲内だけでやりますというのは、どこまで概念的に料金差をつけるのかという考え方だけだと思います。そこは明確に説明がつくように、ここに持ってきたら、継ぎ越しがなくて片道配達だけで済むという範囲内で他の均一料金と差をつけるということだと思います。昔の電話料金も、市内料金と長距離料金があって、電話局2つ3つ経由すると、オペレーターを経由するからコストがかかっていたのですが、だんだんネットワークができてくると、全国どこでも値段は変わらないでしょう、という話になってきたという経緯がありますので、その辺りの説明のつき方と、ここは明らかに形態が違うからコストが違うということがきちん

と説明できればいいのかなと思います。

○米山主査 横田委員。

○横田委員 区分局を何カ所か通っていたのが1カ所になるので、手間暇はかからなくなるというのは内側の話だと思うのですけれども、今の話を聞いて、だからといって安くする必要もないのではないかと考えています。利益がきちんと出ればいいと思います。サービスの改善というところで安くしていこうという気持ちはすごくありがたいのですが、だからといって安くしないで、そこはその利益とし、手間暇を省いたことよっての利益を上げていくということでもいいのではないかと思います。

3ページのところの料金の差を設けるとわかりにくいという先ほどの説明は、確かにそうだと思います。ユニバーサルサービスとして、全国的に料金が一緒であれば、どこに持っていても同じ値段でいいのではないかと若干思います。

○米山主査 どうぞ。

○小池執行役員 大変温かいお言葉をいただきましてありがとうございます。我々も何とか生き残って、このユニバーサルサービスをやっていかなければいけないとっておりますし、さまざまな効率化を進めなければいけないという観点で、郵便を配達する局にある、この区分する機械というのをなるべく集約しようということで取り組んでまいってここまで来ているところでございます。いただいたご意見を、本当に貴重なご意見ですのでご参考にさせていただきながら、利便性の観点も、幾つかいろいろなご意見もあろうかと思っておりますので、いろいろな要素を考えまして料金の設定については考えていきたいと思っております。本当にありがとうございます。

○米山主査 ほかに何かございませんでしょうか。

料金の見直しとあまり関係ないかもわからないのですが、3ページの図を見まして、差出人が地域区分局に持ち込むということですが、逆に需要喚起のために積極的に集めにいくという発想は、郵便法の観点からはできないのかもしれませんが、もしできるとしたら、なぜやらないのかということをお聞きしたいです。

○小池執行役員 すみません、集めにいくというご趣旨なのですからけれども……。

○米山主査 今、矢印が差出人から地域区分局に行っていますけれども、大口の場合は、差出人のほうに……。

○小池執行役員 かしこまりました。今、原則的にはお出しいただくということでお願いをしております。それにつきましては、弊社の効率的な業務の運営、コストを有益に

使いながらの運営ということで考えておりますので、基本的にはお持ち込みをいただくということで、今やっている次第でございます。申しわけございません。

○米山主査 いえいえ、ありがとうございます。ただ、需要の喚起とか利便性といえますと、結構大きいのではないかなと思います。やや直感的な質問で申しわけありません。郵便法としては、これはできないということですか。

○鈴木総務審議官 できないことはありません。かかるコストとサービス水準との関係で、昔は大口先に集荷、集めにいくというサービスはありました。小包は集荷していて、持ってきてもらうと100円割引もあるという料金の差はつけています。日本郵便は、最近は普通郵便に関しては、コストがかかるということで、集めにいくことはおやめになっていらっしゃると思います。それは制度上ではなく、サービスと料金の戦略としてということですよ。

○米山主査 わかりました。戦略としてそうされているということで理解いたしました。ありがとうございます。

(3) その他

○米山主査 次に、議事の(3)その他といたしまして、本日、委員限りの資料としてお配りしている論点整理案の事務局案について、事務局の藤田郵便課長からご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○藤田郵便課長 資料の4-1をご覧ください。資料4の東、A4縦の字の多い資料もありますので、見やすさの観点から印刷物でも配っておりますので、どちらをご覧くださいにしても結構です。

まず、今後の委員会のスケジュールの資料でございますが、これまでヒアリング等を行ってきまして、次回に論点整理案というものをご議論いただいて、それをもとに、論点整理案についてパブコメをしたいと思っております。また、並行してご案内のように、総務省がアンケートも実施しております。そのアンケート結果も、この論点整理案の中に入れ込む形にして、それをパブコメにかけまして、どのような意見が出されたかということ整理しまして、我々が気がつかなかった新たな論点などが出てくるかもしれません。それを踏まえてご議論いただいたり、追加のヒアリングというものもあるかもしれません。そのようなことを行い、その状況を見て、報告書の作成に向かって議論をし、

報告書の案ができれば、それについても再度パブコメし、集約していくという、大まかで恐縮でございますが、そういう流れで、これからご検討していただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

それに先立ちまして、次回きちんと事務局としてお諮りしたいと思っておりますが、今日は、論点整理案をどのようなイメージでつくるかというドラフト案をお持ちしました。資料としては、4-3のA4縦のドラフト資料をご覧になっていただければと思います。

まだ事務局案でございますので、委員の先生にご意見をまだ聞いておりません。その関係で、委員限りの資料とさせていただいていることをご了承ください。

この論点整理案でございますが、最初の目次をご覧いただければと思いますが、まず論点整理案についてでございます。なぜこれを公表するのかとかいったことについて書いております。それから、第1章から第6章につきましては、これまで皆様とご議論していただいたことを基本的になぞっております。

第1章は、郵便サービスを取り巻く環境変化。それから、第2章が、現状の郵便事業の状況。これは郵便局のヒアリング、JP労組のヒアリング等を盛り込む予定でございます。

ポイントは、第3章と第4章になります。この2つについて、我々は議論させていただきました。1つが、環境変化に対応した経営改善に向けた取り組みということで、委員会として、日本郵便にご提案差し上げたことについて、日本郵便の考え方を示していただきました。第4章が、11月16日の回に日本郵便から、サービス見直しの要望がございました。これについて、要望の背景、見直しの要望の内容、要望の検証、仮に実施された場合の効果や必要な対応策について論点を出して考え方を示していただきましたが、このような論点で足りているのか、追加的な意見はないのか、といったことをパブコメで具体的に聞きたいと思っております。

以下は、事務局から諸外国のサービスの状況をご説明させていただいたこと。それから、最後に利用者の意見ということで、本日いただいたヒアリングの内容、それから総務省が行っているアンケート、といったものを盛り込み、パブコメで一度意見をお聞きしたいと思っております。

2ページでございます。この論点整理案でございますが、まずこれまでの経緯でございます。昨年の7月に一度答申をいただいたところでございますが、その中で、郵便の安定的なサービスの提供に向けて、サービスの動向にも留意して必要な検討を行って

くことが重要であるということで、今こうして郵便局活性化委員会で引き続き議論をして検討を行っているという経緯がございます。

次に、2でございます。委員会では、幅広く丁寧な議論を重ねてきたところでございます。特に日本郵便における環境変化に対応した経営改善に向けた取り組みと、日本郵便からの郵便サービスの見直しにかかる要望についてはそれぞれ論点を設定し、議論を行ってきたところでございます。

委員会では、今後さらにこの審議を深めていくために、これまでの議論の内容等を論点整理案としてまとめ、広く国民利用者から、意見募集をすることとしたものでございます。寄せられた意見や情報を、今後の審議に反映して、意見集約を今後図っていききたいといった趣旨でございます。

意見を求める2つの事項が、次の3と4に書いてございます。まず日本郵便の経営改善に向けた取り組みでございますが、今日もお話がありましたように、利用者のライフスタイル等が変化していく中で、郵便の差し出しやすさ、受け取りやすさ等、安心して利用できることがより一層求められています。また、最新のテクノロジーの活用、既存の経営資源の有効活用を通じた業務の改善も求められています。

委員会では、このような観点から、日本郵便に期待される取り組みについて提案を行ったところ、日本郵便から、第3章に記載したような経営改善に向けた取り組みが示されました。委員会としては、日本郵便が要望する制度的な対応の前提として、一層の日本郵便における経営努力による対応が必要という認識に立ちまして、国民利用者が郵便サービスの改善に何を期待しているかにつきまして、意見を求めることとするということでございます。

もう1点のサービス見直しに係る論点でございますが、日本郵便から要望がございまして、第4章に記載したとおり、その具体的内容、その効果、利用者への配慮策の考え方について説明を受け、検証してきました。特に週5日配達への移行と、原則3日以内の配達義務の緩和による翌日配達の廃止に関する要望につきましては、国民生活・社会経済活動において受け入れ可能なのか、特別な支障が生じることがないのか、仮に支障があるとすればどのような対応が考えられるのかについて、引き続き十分な確認が必要であると認識しております。この観点から意見を募って、引き続き慎重な検討を行うこととしたいということでございます。

以下、まず1章からは今まで議論したことを整理してきております。6ページに行き

まして、まず第3章の経営改善の取り組みでございます。大きく郵便需要の拡大、その次のページのサービス開発について、我々の論点について、日本郵便の回答を記載しております。

7ページに、例えば利用者目線に立ったサービスの開発については、大型郵便受箱の利用の拡大や、「はこぼす」等の拡大を委員会として求めたところ、日本郵便からの今の検討状況をこのように記載しております。このようなことで十分なのかということをお伺いしたいと思っております。

以下、経営効率化の取り組み、それから働き方改革の推進について、ワーク・ライフ・バランス社からもプレゼンをいただきました。その提言も記載した上で、現状の日本郵便の取り組みについてご回答があったことをまとめて入れる予定にしております。

次に第4章のサービス見直しの要望についてでございます。まず、郵便サービスについてでございますが、9ページでございます。ユニバーサルサービスの考え方というものを整理して入れております。これについては、郵便法の中で、提供すべき範囲や提供水準を規定している部分がございます。これの見直しということになりますと、10ページの中ほどでございますが、これは将来の社会経済の動向やニーズの動向などを踏まえて、適宜見直しを図られるべきであるということが従前から整理されてきておるところでございます。今の社会経済環境の変化というのは、なかなか予期し得なかった部分もございますので、利用者が重きを置かなくなったサービス水準について見直すことが排除されることはないと考えられるとしております。

要望の背景でございます。日本郵便によれば、労働環境の改善の必要性、事業収支の赤字化を挙げておりますので、その旨を記載します。

その次に、今回、先ほどもご説明がありましたことも含めまして、日本郵便から3点の要望が出されたところでございます。それを整理して入れまして、次に4番に、要望内容の検証を委員会として行ってまいりました。

①は、他の対応や水準見直しを行う理由でございますが、郵便料金の値上げに今回よらない理由はなぜかということにつきましては、労働力確保難に対応していくことがまず重要であるからということのご説明がありました。

次に、他のサービス見直しによらない理由でございます。例えば、郵便差出箱、ポストの設置本数を見直すということについては、それによる効率化の効果がそれほど大きく見込めないからということも理由として述べられました。

また、土曜日以外の曜日の休配によらない理由でございます。これにつきましては、12ページになりますが、現在公共施設の多くが土日がお休みであること、それから、銀座郵便局の話にもありましたように、土曜日休業のため、配達不要と申し出ている事業所も大変多くなっているといったことも勘案しまして、土曜日休配することが適当であるということでございます。

今回の見直しが仮に実現された場合への影響でございますが、週5日配達と送達日数の緩和、2つが同時に実施された場合、このような絵姿になるということを、この資料にも明確に載せていきたいと思っております。委員会としては、引き続きこれについては受け入れ可能かの検証が必要としております。

次でございます。特別な措置の検討をする必要があると考えられる具体的事例ということでございます。

まず1つ目が、今日お話があった日刊紙の問題でございます。これについては影響があるということも、委員会としては認識しているということで記載したいと思っております。また、選挙はがきについてです。候補者が差し出す選挙はがきというのがあります。その公示期間がすごく短い場合に、果たしてこれが今回の制度改正で支障がないのかといったことも今後検討していく必要があると思っております。

また、例えば年賀状でございます。3日が土曜日になる場合。1日は配達されるのでしようけれども、3日が土曜日になった場合の年賀郵便物の配達は、どうするのですかといったことについても、日本郵便の考えを、今後確認していきます。これはパブコメに出せば出てくる意見かもしれませんが、あらかじめ委員会としても認識しているということで、案として入れてはいかかということに記載しております。

続きまして、今回、送達日数について3日を4日に延ばすということで、これはどういう影響があるのかということが、国民の皆様はすごく心配されると思っております。これについては、実際4日に配達されるケースというのはどの程度あるのかということ、この審議会の中でもヒアリングをしました。多くの郵便物の影響としては、翌日に届くのが翌々日になるという点でございます。3日目が4日目になるというのは、13ページの上にもありますように、全体の0.04%ということで、ごく僅少であるということでございます。通数にしては700万通とのことございました。これも明確に書いておきたいと思っております。次は、先ほどあった特別料金の話でございます。

このサービス見直しが仮に実施された場合の効果と必要な対応策ということ、効

果につきましては、これは前回の議論でもお話が出ました、労働環境がこのように改善する、財務的な効果として、週5日で500億強、翌日配達の繰り下げによって90億の効果があるというのが、日本郵便からお話があったところでございます。こういったこともあわせて記載しています。総務省で行った算定モデルの話も入れさせていただこうと思っています。

また、日本郵便では、このような効果があるのに加えて、今後も引き続き内部の業務の効率化や、新たな技術を活用することによって、引き続き収支の改善努力をしていくというご発表がありましたので、それも入れたいと思っております。

影響を受ける利用者への対応策ということでございます。これも国民生活センターさんをはじめいろいろヒアリングした結果、利用者への周知が大事であるということでございました。日本郵便としては、全戸配布のチラシといったことも通じて、丁寧な周知を実施する予定だと聞いております。

また、速達についての検討も、日本郵便から表明されましたので、その旨も書いております。委員会としては、できるだけ速やかに検討を進めるように要望するということも、15ページの最初ですが、あわせて記載したいと思っております。

見直しの実施方法ですが、日本郵便のお話では、この要望の1と2については、全国的にいろいろ検討した結果、労働環境の改善というのは喫緊の課題であるため、同時に実施したいというご意向でございました。委員会としては、それが本当に受け入れ可能かということは、引き続き検証が必要であると考えております。

以下は外国のサービスの話、それから、今日のヒアリングの話もあわせて入れまして、最後にアンケートも入れ、これらを文章化し、次回お諮りしたいと思います。また、途中メールを通じてご意見もいただきながらつくっていきたいと思いますが、今日の時点で、こういったこともきちんと入れておくべきだ、このようなことをもっと強調しておくべきだといったアドバイスをいただけましたら、ぜひよろしく願いいたします。

○米山主査 ありがとうございます。ただいまの点について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。根本委員。

○根本委員 まだ素案ではあると思うのですけれども、4ページの労働市場の変化というところで、働き方改革への機運の高まりとあります。今日の全国地域婦人団体連絡協議会の方も、働き方改革が重要ですということを言っていたと思うのですけれども、機運の高まりでは少し弱いのではないかと思います。つまり、既に、労働法も改正され、

多くの民間企業が超過勤務は大幅に削減する、有給休暇、育児休暇の完全取得を目指す等に動いているので、もう少し強いワーディングでよろしいのかなと思いました。あと土日、土曜日をなさないことで、影響度が大きくなるということは指摘されたと思うのですけれども、そこもやはりワーク・ライフ・バランスというか、例えば子供が土曜日休みであるため、家庭生活との両立という意味でも重要ではないかと思った次第です。以上です。

○藤田郵便課長　　ありがとうございました。

○米山主査　　ほかに何かございますでしょうか。大平専門委員。

○大平専門委員　　6ページに手紙文化の振興というのがあります。これからは早く着くということだけではなくて、手紙の文化や価値が、若年層の人たち、あるいは自分を含めてですけれども、日本全国に広まったり、中身をきちんと感じられるような、そういう文化を植えつけられたらというふうに私自身が思いました。

○藤田郵便課長　　ありがとうございます。

○米山主査　　ありがとうございます。ほかに何かございますか。どうぞ、横田委員。

○横田委員　　4ページの現状のお話についてです。今挙がっているのが銀座郵便局と盛岡中央郵便局2者ですが、ほかにもあったと思うのですが、これは割愛でよろしいのですか。

○藤田郵便課長　　ヒアリングの内容もきちんと入れるという趣旨でこれだけ書いたのですが、全体のお話もあったと思いますので、それも書いた上で、この事例も入れるようにしたいと思います。ありがとうございます。

○横田委員　　ありがとうございます。

○米山主査　　ありがとうございました。

それでは、このあたりで意見交換を終了したいと思います。

以上で、本日の議題は終了いたしました。最後に、事務局から次回の会合についてご連絡をお願いいたします。

○藤田郵便課長　　次回の委員会の開催は、2月26日の火曜日を予定しております。詳細につきましては、改めてご連絡いたします。

郵便局視察の実施というのをお手元にお配りしております。今日、日本郵便からご説明いただきました地域区分局の状況、集配郵便局の状況について、ご希望される委員の皆様、日本郵便の協力をいただきまして、ここに書いてあるような日程で開催したい

と思っております。夕方の開催になっておりますが、これは地域区分局が現実に稼働するのが夕方から深夜にかけてであるためです。深川郵便局と新東京郵便局で行いたいと思っております。ご希望者があれば、メールでご案内しますので、ご応募ください。また、遠方の委員の方でご参加が難しいということであれば、別途ご相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

○米山主査 この実施日1、2というのは、このいずれもということですか。それともどちらかで？

○藤田郵便課長 どちらか行けるほうでお願いいたします。

○米山主査 両方行く必要はないわけですか。

○藤田郵便課長 両方行く必要はないと思います。

○米山主査 了解です。どちらかですね。では、皆様、ぜひよろしくご参加いただきたいと思います。

閉 会

○米山主査 それでは、本日の委員会は閉会とします。皆様、どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。